

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	郡司 彰 (民主)	関口 昌一 (自民)	島田 智哉子 (民主)
理事	大野 つや子 (自民)	竹中 平蔵 (自民)	林 久美子 (民主)
理事	真鍋 賢二 (自民)	中川 雅治 (自民)	福山 哲郎 (民主)
理事	谷 博之 (民主)	西田 吉宏 (自民)	高野 博師 (公明)
理事	加藤 修一 (公明)	矢野 哲朗 (自民)	鰐淵 洋子 (公明)
	阿部 正俊 (自民)	大石 正光 (民主)	市田 忠義 (共産)
	狩野 安 (自民)	芝 博一 (自民)	(17.3.8 現在)

(1) 審議概観

第162回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案5件（うち本院先議2件）、承認案件1件及び衆議院提出（環境委員長）2件の合計8件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願7種類72件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案は、本院先議に係るもので、大気環境の大都市地域を中心とした厳しい状況にかんがみ、特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制となっていた公道を走行しない特定特殊自動車について、特定原動機の型式指定及び特定特殊自動車の型式届出の制度を設けるとともに、技術基準に適合しない特定特殊自動車の使用の規制等の措置を講じようとするものである。委員会においては、技術基準適合車への買換え促進のための金融・税制上の支援、特定特殊自動車における燃料使用の適正化と点検・整備の励行、特定特殊自動車の排出ガス基準に関する国際的連携の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案は、本院先議に係るもので、湖沼が国民の生活や生産活動にとって重要な資産でありながら、その水質については顕著な改善傾向が見られない状況にかんがみ、指定湖沼の水質の保全を図るため、これまでの対策に加えて、指定地域における規制対象施設を拡充するとともに、農地、市街地等からの流出水に係る対策の実施の推進、湖辺環境の保護等の特別の措置を講じようとするものである。委員会においては、水質汚濁メカニズムの解明に向けた取組、流出水対策地区の指定の在り方、湖辺環境の保護対策の進め方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

環境省設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第一百五十六条第四項の規定に

基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件は、両案一括して議題とし審査を行った。

本法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という2系統の地方組織を統合し、環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を設置しようとするものであり、本承認案件は、「環境省設置法の一部を改正する法律案」によって、環境省に、地方環境事務所を設置することについて、国会の承認を求めるものである。委員会においては、地方環境事務所の体制の充実・強化、地域に軸足を置いた廃棄物不法投棄対策、地球温暖化対策などの環境施策の積極的展開等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決され、本承認案件は全会一致をもって承認された。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案は、岐阜市における大規模不法投棄事案の発生や、我が国からの廃プラスチックが中国において輸入禁止となるなど、最近における廃棄物処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の不適正処理に対する対応を強化し、より適切な事務処理体制を確立するため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、排出者責任を重視したごみ処理行政の必要性、不法投棄の正確な実態把握と電子マネーフレスト普及拡大のための方策、産業廃棄物行政を担う地方公共団体の体制の在り方等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

浄化槽法の一部を改正する法律案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等必要な措置を講じようとするものである。委員会においては提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策のより一層の推進を図るため、特定排出者に係る温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表等の措置を講じようとするものである。なお、本法律案は本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、温室効果ガス排出量の報告等の際の企業秘密の取扱い、京都議定書目標達成計画の実効性を高めるための方策、地球温暖化防止に向けた国民運動の展開の推進策、長期的な展望に立った地球温暖化対策の進め方等について質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取した。質疑終了後、日本共産党より温室効果ガス算定排出量の報告等に関する都道府県知事の関与等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、附帯決議が付された。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案は、施設を設置しないで動物の販売を行うなどの新たな業態が現れるなど社会情勢が変化し、また、依然として動物取扱業者の不適切な飼養保管実態や近隣への迷惑問題の発生が見受けられ、動物取扱業の責任と役割の在り方に対する社会的な批判が高まってきていることにかんがみ、環境大臣による基本指針の策定及び都道府県による動物愛護管理推進計画の策定、動物取扱業に対する登録制の導入等の措置を講じようとするものである。委員会においては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月8日、環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。環境行政の基本施策について小池環境大臣から所信を聴取するとともに、平成17年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について高野環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。また、第161回国会閉会後の1月13日、14日の両日、愛知県において実施した環境保全及び公害対策等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月15日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等について質疑を行った。主な質疑は、地域における環境教育、環境学習への取組に対する環境省の認識、大気汚染の現状と対策及び技術開発等の状況、京都議定書発効の意義及び環境大臣の認識、西ナイル熱対策ガイドラインにおける殺虫剤の今後の扱い、紙の使用量削減に向けての政府及び参議院における取組、EU各国の温室効果ガス排出量削減の達成状況と取組等である。

3月18日、予算委員会から委嘱された平成17年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、平成17年度予算における京都議定書目標達成計画関係予算の計上状況、新設される地方支分部局「地方環境事務所」についての将来構想、不法投棄の発生状況と原状回復措置の実施状況、自然再生事業における環境省の取組、知床の世界自然遺産登録に向けての環境大臣の決意、汚染状況が厳しい湖沼の水質悪化防止対策の現状、廃棄物の自社処分等に対する規制強化への取組等について質疑を行った。

5月12日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑は、景観法施行に伴う国土交通省及び環境省の取組、都道府県の合併浄化槽普及構想の現状、安全でおいしい水の供給のための浄水場の見直し、神栖町における有機ヒ素化合物による健康被害への対応、汚水処理施設整備交付金制度の周知方策等である。

7月28日、「四日市市における産業廃棄物不法投棄事案に関する実情調査」のため、三重県四日市市を訪れ、大矢知町産業廃棄物不法投棄現場を視察した。

(2) 委員会経過

○平成17年3月8日(火)(第1回)

- ・環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- ・環境行政の基本施策に関する件について小池環境大臣から所信を聴いた。
- ・平成17年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について高野環境副大臣から説明を聴いた。
- ・公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- ・派遣委員から報告を聴いた。

○平成17年3月15日(火)(第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について小池環境大臣、川村参議院事務総長、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君(自民)、谷博之君(民主)、島田智哉子君(民主)、加藤修一君(公明)、鰐淵洋子君(公明)、市田忠義君(共産)

○平成17年3月18日(金)(第3回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・平成十七年度一般会計予算(衆議院送付)
平成十七年度特別会計予算(衆議院送付)
平成十七年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(総務省所管(公害等調整委員会)及び環境省所管)について小池環境大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕関口昌一君(自民)、大石正光君(民主)、谷博之君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成17年3月31日(木)(第4回)

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案(閣法第68号)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月5日(火)(第5回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案(閣法第68号)について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕中川雅治君(自民)、芝博一君(民主)、谷博之君(民主)、鰐淵洋子君(公明)

(閣法第68号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年4月7日(木)(第6回)

- ・湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第69号)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月12日(火)(第7回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第69号)について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 狩野安君(自民)、島田智哉子君(民主)、林久美子君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)

(閣法第69号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年4月14日(木)(第8回)

- ・環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)

以上両案件について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月19日(火)(第9回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)

以上両案件について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)を可決し、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)を承認すべきものと議決した。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、林久美子君(民主)、谷博之君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)

(閣法第32号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

(閣承認第2号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○平成17年4月21日（木）（第10回）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年4月26日（火）（第11回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について参考人京都大学環境保全センター教授酒井伸一君、ジャーナリスト高杉晋吾君、環境NGOアジア環境連帯最高顧問江口雄次郎君及び廃棄物処分場問題全国ネットワーク事務局長大橋光雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

○平成17年5月10日（火）（第12回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について小池環境大臣、高野環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、福山哲郎君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）

（閣法第67号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年5月12日（木）（第13回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・景観法施行に伴う国土交通省及び環境省の取組に関する件、山岳トイレの設置に対する環境省の取組に関する件、都道府県の合併浄化槽普及構想の現状に関する件、安全でおいしい水の供給のための浄水場の見直しに関する件、神栖町における有機ヒ素化合物による健康被害への対応に関する件、汚水処理施設整備交付金制度の周知方策等に関する件等について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、谷博之君（民主）、大石正光君（民主）、加藤修一君（公明）

- ・浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長小沢鋭仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第17号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

○平成17年5月17日（火）（第14回）

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年5月19日（木）（第15回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について小池環境大臣、川村参議院事務総長、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、島田智哉子君（民主）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

○平成17年6月7日（火）（第16回）

- ・参考人の出席を求めることを決定した。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について参考人福岡大学法学部教授浅野直人君、NPO法人気候ネットワーク代表・弁護士浅岡美恵君、日本電気株式会社エグゼクティブ・エキスパート（全社環境戦略担当）山口耕二君及びNPO法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）専務理事早川光俊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

○平成17年6月9日（木）（第17回）

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について小池環境大臣、高野環境副大臣、能勢環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、大石正光君（民主）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）

（閣法第79号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成17年6月14日（火）（第18回）

- ・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長小沢鋭仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第20号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな施策を実施するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所という2系統の地方組織を統合し、法律に規定する環境大臣の権限等を委任できる地方支分部局として、環境省に地方環境事務所を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を置くこととし、地方環境事務所は、環境省の所掌事務の一部を分掌することとする。
- 二、環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任することができるよう、関係法律について所要の規定の整備を行う。
- 三、この法律は、平成17年10月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、岐阜市において大規模不法投棄事案が発生し、また、我が国からの廃プラスチックが中国において輸入禁止となるなど、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、広域化する産業廃棄物処理、悪質巧妙化する不適正処理事案等に対して、よりの確に対応できるようにするため、保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行うこととなる仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めることとする。
- 二、産業廃棄物管理票制度の遵守を徹底するため、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対し、産業廃棄物管理票又はその写しを保存する義務を課すこととするほか、違反行為に対する勧告に従わない者についての公表及び命令措置を導入することとする。
- 三、廃棄物の無確認輸出を税関検査等で発見した場合に、その罪を確実に問うことにより抑止効果を高めるため、廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設することとするほか、産業廃棄物管理票に係る違反行為、廃棄物の無確認輸出等の罪の量刑を引き上げるなど、不法投棄の撲滅及び無確認輸出の防止に向けた罰則の強化を行うこととする。
- 四、悪質な廃棄物処理業者等の排除を一層推進するため、廃棄物処理業等の許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、その旨を市町村長又は都道府県知事に届け出なければならないこととするほか、許可申請書等に虚偽記載をするなど不正の手段により許可を受けた場合について取消処分の対象とすることとする。
- 五、最終処分場の維持管理を適切に行うことにより、周辺住民の当該処分場に対する信頼

性を高めるため、維持管理積立金制度の施行以前に埋立処分が開始された最終処分場について、新たに対象とすることとする。

六、この法律は、一部を除き、平成17年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、産業廃棄物の適正処理と不法投棄の防止には、産業廃棄物の排出量や処理ルート等の実態の把握が不可欠であることにかんがみ、今後、調査の方法や制度についての検討を重ね、より正確な実態把握に努めること。

二、必要な廃棄物処理施設の確保のため、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。

三、産業廃棄物の適正処理をより一層確保するため、電子マニフェストの計画的な普及拡大の実現を図ること。

四、廃棄物処理市場の健全化を図るため、排出事業者が信頼できる処理業者を選択することができるよう、優良な処理業者の育成を進めるとともに、処理業者に関する情報提供のシステムを充実すること。さらに、不適正処理を行った処理業者に対しては、積極的かつ厳正な行政処分と罰則の厳格な適用を行うこと。

五、廃棄物の無確認輸出の防止を図るため、税関検査時に確実に捕捉できるよう、検査体制の強化に努めること。また、海外においても廃棄物の適正な3Rが確保されるよう、十分な対策を講ずること。

右決議する。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案（閣法第68号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊自動車の使用による大気の汚染の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する排出ガス規制を新たに導入するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定原動機の型式指定

1 特定原動機について、排出ガス低減性能に関する特定原動機技術基準を定める。

2 特定原動機の製作者又は輸入者は、その基準に適合し均一性を有する特定原動機の型式の指定を受けることができる。

二、特定特殊自動車の型式届出

1 特定原動機以外の部分について、排出ガス低減性能に関する特定特殊自動車技術基準を定める。

2 特定特殊自動車の製作者及び輸入者は、型式の指定を受けている特定原動機を搭載し、特定特殊自動車技術基準に適合する特定特殊自動車の型式を主務大臣に届け出ることができる。

3 届出事業者は、その基準に適合することを検査し、検査記録を保存したときは、特定特殊自動車に基準適合表示を付することができる。

三、特定特殊自動車の使用の制限等

1 特定特殊自動車は、基準適合表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、使用開始前に、主務大臣の検査を受けて、技術基準に適合することの確認を受けたときは、この限りでない。

2 主務大臣は、技術基準に適合しなくなると認めるときは、必要な整備を命ずることができる。

四、その他

検査を行うことができる民間機関の登録、燃料の種類その他特定特殊自動車の使用に際し配慮すべき指針、罰則その他の規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、特殊自動車のうち現在排出ガス許容限度目標が設定されていないもの及び可搬式の発動発電機等特殊自動車以外の汎用エンジンについては、その排出寄与率等が無視できないことから、早期に排出ガス規制の導入について検討すること。

二、特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準等を定めるに当たっては、オンロード特殊自動車と異なる規制とすること。

三、オフロード特殊自動車については、現在メーカー指定の燃料以外の燃料が広く使用され、排出ガスの性状の悪化をもたらしていると言われていたことから、これらの燃料の使用状況に関する実態調査を早期に行うとともに、適切な燃料の使用に関する普及啓発等の対策を実施すること。

四、オフロード特殊自動車については、定期検査が義務化されていないことから、整備不良を排除し適正な機能を維持するため、使用者に対し、点検・整備の励行等に係る普及啓発対策を強化すること。

五、排出ガス基準に適合するオフロード特殊自動車への買換えが円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。

右決議する。

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

【要旨】

本法律案は、湖沼が国民の生活や生産活動にとって重要な資産でありながら、その水質については顕著な改善傾向が見られない状況にかんがみ、指定湖沼の水質の保全を図るため、これまでの対策に加えて、指定地域における規制対象施設を拡充するとともに、農地、

市街地等からの流出水に係る対策の実施の推進、湖辺の環境の保護等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、農地、市街地等から流出する汚濁負荷の削減を図るため、都道府県知事は流出水対策地区を指定し、当該地区に係る流出水対策推進計画の策定、流出水対策の実施のための指導等を行うことができることとする。
- 二、湖沼の水質の改善に資する植生を保護するため、都道府県知事が指定した湖辺環境保護地区において植物の採取等の行為を行う場合に届出を義務付けるとともに、都道府県知事は必要に応じ当該行為に対する措置命令等を行うことができることとする。
- 三、事業場から排出される汚濁負荷の一層の削減を図るため、事業場からの排出水に係る負荷量規制について、これまで適用を除外してきた既設事業場にも適用することとする。
- 四、湖沼水質保全計画に対する地域住民の理解と協力を得るために、都道府県知事は、湖沼水質保全計画の策定に当たって、指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとする。
- 五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

本法制定後20年が経過し、その間、指定湖沼についてさまざまな施策が講じられてきたにもかかわらず、その水質状況に顕著な改善が見られていないことから、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、水環境保全施策の実施においては、地域住民をはじめ地域関係者の役割が重要であることから、湖沼水質保全計画の策定に当たっては、地域住民・地域関係者の意見が最大限尊重されるとともに、定量的な目標や補助指標の設定等により、地域住民・地域関係者の理解が得られるようなものとなるよう、都道府県と十分な連携を図ること。
- 二、流出水対策の実施に当たっては、その実効性を確保するため、地域住民・地域関係者の理解と協力を得るとともに、対策の効果を把握するため、汚濁負荷の調査の実施及びモニタリング体制の構築・強化について、都道府県と十分な連携を図ること。
- 三、負荷量規制が新たに適用される既設の事業場については、経済的な負担に配慮しつつ、その規制の在り方について適宜見直すこと。また、未規制の小規模事業場については、排出実態調査を実施するとともに、都道府県における排水規制の状況も踏まえ、その対策について検討を行うこと。
- 四、湖辺環境の保護に当たっては、土地の所有者等の協力を得られるよう十分配慮するとともに、植生規模の維持・拡大を図るため、自然再生等の施策と十分連携を図ること。
- 五、現行の指定湖沼以外の湖沼についても、未然防止の視点も踏まえ、本法に基づく水質保全対策が実施できるよう、指定湖沼の指定の在り方等について検討を行うこと。

右決議する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の発効及び我が国の温室効果ガスの排出の現況にかんがみ、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の追加を行うとともに、特定排出者に係る温室効果ガスの排出量の報告等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国の責務及び地方公共団体の責務について、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずることを明確にする。
- 二、地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関することを追加する。
- 三、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガスの排出量等を事業所管大臣に報告しなければならないものとする。
- 四、事業所管大臣は、三の報告事項及び報告に係る排出量の集計結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。その際、特定排出者の権利利益の適切な保護を図るものとする。
- 五、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項等を電子ファイルに記録するとともに、報告に係る排出量の集計結果を集計し、公表するものとし、何人も、ファイル記録事項の開示請求を行うことができるものとする。
- 六、二酸化炭素排出量に係る「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく定期の報告は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量についての三による報告とみなすものとする。
- 七、政府は、平成20年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 八、この法律は、平成18年4月1日から施行するものとし、三については、平成19年度以降に行う報告について適用するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の運用に当たっては、制度の趣旨に照らし、企業秘密について厳格かつ公正な判断を行うこと。また、可能な限り個別事業所ごとの排出量等の情報も開示の対象とするとともに、当該情報が地方公共団体にも提供されるよう努めること。
- 二、京都議定書目標達成計画の実効性を高めるため、目標及び施策についての評価・見直しを行う平成19年を待つことなく、随時施策の進捗状況等について点検を行い、必要に応じて施策の強化を図ること。その際、パブリックコメントの実施はもとより、国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること。
- 三、温室効果ガス排出量の削減に向けた国民運動の展開を図るため、国民各界各層それぞれ

れの主体の参加と取組が促進されるよう普及啓発を効果的に行うとともに、NGO等の活動の支援の充実に努めること。さらに、業務その他部門及び家庭部門からの排出量が急増していることにかんがみ、ワークスタイルやライフスタイルの転換を促すための施策を検討し、最大限の努力に基づいたものから順次実施すること。

四、京都議定書目標達成計画に明記された諸課題（環境税など）については、必要に応じそのあるべき姿について早急に検討すること。

五、京都議定書の発効を踏まえ、同議定書の未締結国に対して参加を強く働きかけるとともに、すべての先進国と途上国がその差異を認めつつ排出者責任を共有できる京都議定書以後の枠組の構築に向け、積極的に国際的なリーダーシップを発揮すること。特に、途上国における温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。

右決議する。

浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第17号）

【要旨】

本法律案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽からの放流水の水質について、技術上の基準を創設する等必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示する。
- 二、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質についての技術上の基準を創設する。
- 三、浄化槽設置後等の水質に関する検査の検査時期の見直しを行う。
- 四、浄化槽の維持管理等に対する都道府県知事の監督規定を強化するとともに、罰則の規定を整備する。
- 五、この法律は、平成18年2月1日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）

【要旨】

本法律案は、施設を設置しないで動物の販売を行うなどの新たな業態が現れるなど社会情勢が変化し、また、依然として動物取扱業者の不適切な飼養保管実態や近隣への迷惑問題の発生が見受けられ、動物取扱業の責任と役割の在り方に対する社会的な批判が高まってきていることにかんがみ、動物取扱業に対する規制の見直しをはじめとする必要な改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定めなければならないこととする。また、都道府県は、同指針に即して、動物愛護管理推進計画を定めなければならないこととする。
- 二、動物取扱業の規制について、届出制から登録制に改めることとし、動物の飼養又は保

管のための施設の設置の有無にかかわらず、動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は指定都市の長の登録を受けなければならないこととする。

三、動物取扱業者は、事業所ごとに、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任することとする。

四、動物を科学上の利用に供する場合には、その目的を達することができる範囲において、できる限り、動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮することとする。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に 関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要旨】

本承認案件は、地域の実情に応じた機動的かつきめ細かな環境行政を展開するため、「環境省設置法の一部を改正する法律案」により、環境省に、地方支分部局として地方環境事務所を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。